

平成28年度事業報告

1. 国内関係（規定、環境問題、製品安全など）

（1） 高圧ガス保安法関係

平成28年11月1日付けで、高圧ガス保安法施行令の一部が改正され、従来、可燃性ガスとして位置付けられてきたHFO1234zeが新たに特定不活性ガスに位置付けられ、エアゾール製品等の容器表示が追加されました。また、毒性ガスの定義の見直し（慢性毒性⇒急性毒性）により、毒性ガスは掲名された規制対象ガス及び毒物及び劇物取締法で規定する毒物を対象とすることになりました。このため、亜酸化窒素は毒性ガスの定義から外れました。

（2） 「エアゾール製品の試験方法」JIS原案作成関係

経済産業省高圧ガス保安室から「エアゾール等試験検査要領」のJIS制定化の要請を受け、第240回臨時理事会（平成28年1月18日）にて、平成28年度の事業計画に盛り込み活動することの承認を得ました。

日本規格協会の公募制度を活用することとし、公募に応募（平成28年4月5日）、契約締結（平成28年8月1日）、JIS原案作成委員会を組織し取り組んでおります。

平成29年2月に日本規格協会の中間チェックを経て、平成29年6月30日にJIS原案を提出、制定は平成30年8月を見込んでおります。

（3） 環境対応—エアゾール製品処理対策協議会（関連13団体）の活動

エアゾール製品の使用や廃棄方法などの広報関係

① 全国都市清掃会議関係

- ・ 定時総会の展示コーナーに参加（平成28年5月18、19日）
- ・ エアゾール缶の廃棄に関する意見交換を実施（平成28年10月3日）
- ・ 秋季評議委員会、臨時総会の展示コーナーに参加（平成28年10月20日）
- ・ 第38回全国都市清掃研究・事例発表会の展示コーナーに参加（平成29年1月18、19日）

② 山形広域環境事務組合関係

- ・ 立谷川リサイクルセンターにて、センター職員及び処理機運転受託職員（50名）に対し、エアゾール缶処理の危険性と安全対策について説明会を実施（平成28年4月18日）

③ 東京消防庁多摩消防署関係

- ・ 危険物安全週間「ふれあい防災フェスタ」の展示コーナーに参加（平成28年6月9日）
- ・ 都立永山高校の防災キャンプに参加し、一年生320名を対象に、エアゾール製品の基礎知識について講義を行い、ガス抜きキャップの使用体験実習を実施（平成28年9月30日）
- ・ 平成28年度多摩市総合防災訓練に参加（市立鶴牧中学校）し、展示コーナーにて市民及び鶴牧中学校一年生、合計1,000名（3班編成）に対し、ガス抜きキャップの使い方及びガス抜きキャップの使用体験実習を実施（平成28年10月1日）
- ・ 「聖ヶ丘・連光寺合同防災訓練」の展示コーナーに参加し、周辺自治会等300名に対しガス抜きキャップの使用体験実習を実施（平成28年10月22日）

④ 「ガス抜きキャップの使い方」に関する広報用DVD作成について

ガス抜きキャップの装着率はほぼ100%に近いが、消費者による認知度は低く、今後重点的に啓発広報を行う必要があります。委員会を組織し、5月末完成を目標に広報用DVD作成に取り組んでおります。

引き続き日本エアゾール協会はエアゾール製品処理対策協議会事務局として、市民や消費者へ廃棄などの広報活動を進めてまいります。

- (4) 地球温暖化防止関係（HFC-134a、HFC-152a のダストブローア製品の削減）
既に制定運用している指定製品ダストブローア等の法定表示要領、不燃性限定用途の一液製品ダストブローア等（指定製品対象外）の自主表示要領に加え、地球温暖化ガスを用いた二液エアゾール製品の環境影響度の表示方法について自主表示要領を定め、平成 28 年 4 月 1 日より運用を開始しました。製品の安全性を確保し、環境影響度の低い代替ガスを使用した製品開発環境影響度の啓発取り組みを目的としております。
地球温暖化対策連絡会（メンバー：充填ローダー等）では、引き続きこの件に関し、経済産業省オゾン層保護等推進室に協力してまいります。
- (5) 製品安全等に対する対応
日本食品添加物協会の依頼により、技術委員会に小委員会を設け食品添加物（プロパン、ブタン）の規格化に取り組んでおります。日本食品添加物協会に規格案及び規格案に基づく実測データを提出致しました（平成 28 年 11 月 18 日）。
日本食品添加物協会より厚生労働省担当部局に申請（平成 29 年 3 月予定）されます。公定書への掲載は未定で、それまでは自主規格として運用することになります（本年 9 版発行される予定で、10 版は 6～7 年後になる見込み）。公定書に掲載された場合、プロパン、ブタンの精製・混合を行うガス供給会社は、「添加物製造業」の許可取得が必要となります。
- (6) 合同会議関係（当協会；充填部会、地球温暖化対策連絡会、技術委員会）
・平成 28 年 8 月 9 日第 13 回合同会議を開催し、(株)マンダムによる講演「エアゾール化粧品に対するお客様の声と品質」、地球温暖化ガスに関する規制関係、「エアゾール製品の試験方法」JIS 制定化、高圧ガス保安法の省令改正、食品添加物（プロパン、ブタン原料規格）、第 6 回 A A F 会議関連、エアゾール製品処理対策協議会の活動に付き説明会を行いました。
・平成 29 年 2 月 8 日第 14 回合同会議を開催し、経済産業省素材産業課による講演「素材産業とオープンイノベーション」と、小池化学(株)による講演「エアゾール用プロペラントガスに於けるシェールガス対策について」及び、モントリオール議定書第 28 回締約国会議キガリ改正について、産業構造審議会・フロン類等対策 WG（第 9 回）報告、「エアゾール製品の試験方法」JIS 制定化、高圧ガス保安法の省令改正、食品添加物（プロパン、ブタン）小委員会、検定・定期検査の対象となる自動はかり及び計量制度の概要、東京都低 VOC 製品普及対策協議会及びシンポジウム、エアゾール製品処理対策協議会の活動に付き説明会を行いました。
- (7) 揮発性有機化合物（VOC）関係
東京都環境局からの依頼で、「東京都低 VOC 製品普及対策協議会（平成 28 年 12 月 1 日）」及び「シンポジウム（平成 29 年 3 月 9 日）」に参加しました。一般家庭やオフィスなど民生分野で使用される製品から排出されている VOC への都民の関心を高めるために、関係の深い業界等の関係者を集め、VOC 排出削減に関する現在の取組についての情報交換・協議を行い、その結果をシンポジウム形式で都民に発信することを目的としています。
日本エアゾール協会では、VOC 対策の活動は行っていないため、シンポジウムでは、「スプレー製品の広報活動～安全・環境負荷低減の取組み～」として、地球温暖化防止、使用済スプレー缶の廃棄処理対策（ガス抜きキャップの紹介）と共に、低 VOC 製品開発の事例（泡状製品、小容量定量噴射スプレー製品、圧縮ガス製品）を紹介致しました。

また、展示コーナーでは、ガス抜きキャップの広報パネルの展示及びチラシ配布を行うと共に、ガス抜きキャップの使用体験実習を行いました。併せて、小容量定量噴射スプレーの使用体験実習も行いました。

環境省は VOC について、当面、エアゾール噴射剤を含む民生品については推計精度が十分であるとの確証がなく、その他排出抑制が可能かどうか等の情報が得られていないため、当面は「参考推計」の対象となっております。

2. 海外関係

(1) AAF第6回総会

アジアエアゾール連盟(AAF)第6回総会が、豪州(議長国)、日本、中国、タイ、ニュージーランド、インドの6カ国の参加により、日本・東京(平成28年6月30日)で開催され、日本エアゾール協会は副議長国として主催致しました。

主な協議事項は下記となっております。

① 会長国、副会長国の改選

Mr.Lindsay Showyin 豪州エアゾール協会(AAA)前会長が議長国再選を固辞したことから、継続審議となった。

② 活動費関係

AAF維持費用として現在、年間2354.5米ドルで、1カ国当たり392米ドルの費用が計上されている。今後、ウェブサイトや連盟登記に関連する通常の運営費用以外、新規加盟国候補との折衝に旅費・交通費が見込まれる。連盟メンバーは連盟経費として年間900米ドルまで拠出する予算を組むことが合意された。

③ 新規加盟国

- ・AAF書記(Mr.Philip Fleming)は、プリシジョンバルブ社がインドネシア(ジャカルタ)及び、韓国(ソウル)で開催したプレゼンテーションに同行し、業界関係者に対しエアゾール協会設立について働きかけを行った。インドネシアでは設立に向け準備を開始。
- ・準会員の資格規定変更(その国が承認するエアゾール協会がない国のエアゾール協会⇒エアゾール会社又は、未だ登記されていない企業グループ)について合意した。
- ・新準会員の会費に関して、エアゾール協会発足までは募らないが猶予期間は2年とするとの合意がなされた。同期間中に当該企業が国の協会設立を提唱することを期待しての配慮である。
- ・準会員候補を参加・見学のために次の会議に招待するため、フィリピンのAeropack社に対して2017年会議への招待状を発行することも合意された。
- ・上記合意事項に対し全ての連盟メンバーがその支持を書面で確認することとなった。

④ 次年度の活動方針

- ・各国のエアゾール協会設立のサポートを続行
- ・準会員問題の解決
- ・ハーモナイゼーションのための更なる問題の特定

⑤ 次回総会開催国：豪州

- ・2017年3月22日豪州シドニーにて開催。
- ・2018年は、タイにてエアゾール協会発足10周年を記念し開催する。

尚、AAF 総会に併せて講演会を東京ドームホテルにて開催し、約100名の参加がございました。司会は、(株)エアゾール産業新聞社池野社長、講演は、Lindsay Showyin 氏、東洋エアゾール工業(株)、(株)ダイゾー、エア・ウォーター・ゾル(株)、(株)三谷バルブから発表がございました。

(2) AAF第7回総会

AAF第7回総会が、オーストラリア・シドニー(平成29年3月22日)で開催されました。インドは欠席しております。主な協議事項は下記となっております。

① 会長国、副会長国の改選

会長国は、日本からの提案で2019年までオーストラリアが務めることが決定された。

② 財務/管理運営

AAF維持費用は年間2,670豪ドルで、各国の負担金は445豪ドル(41千円)であった。参考;負担金は、2013年・657豪ドル、2014年・475豪ドル、2015年・606豪ドル

③ 新規加盟国

インドネシア及び韓国の入会は、現時点で未定である。引き続き勧誘を続ける。

④ 次年度の活動方針

- ・各国のエアゾール協会設立のサポートを続行
- ・安全関係
- ・リコール対応
- ・FEAで検討しているプラスチックエアゾールの規制関係

⑤ ILC委員会への参加

AIAJは、本年9月19日、メキシコ・メキシコシティにて開催されるILC(International Liaison Committee)への出席を表明した。

⑥ 次回総会開催国:タイ

- ・2018年2月タイ・バンコクにて開催。

(3) ILC(International Liaison Committee) 会議関係

国際エアゾール組織、CSPA(米国)、FEA(ヨーロッパ)、FLADA(南米)、AAF(アジア)との連携の一環で、ILC(International Liaison Committee) 会議に参加しております。電話会議が平成28年10月7日開催されました。

今回は、メキシコ・メキシコシティにて平成29年9月19日に開催されます。

(4) 輸入エアゾール製品の「試験成績書」発行業務

当協会は、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第45条の3項、製造細目告示第12の16に基づく、輸入エアゾール製品の高圧ガスに関する適用除外要件の確認試験を行い「試験成績書」発行業務を平成28年度も引続き行いました。

(5) 輸入エアゾール製品の検査結果

当協会で行っている平成 28 年度の輸入エアゾール製品の検査結果は下記となりました。

	検査件数	月平均数
平成 24 年度	615	51
平成 25 年度	535	45
平成 26 年度	590	49
平成 27 年度	506	42
平成 28 年度	511	43